

# デンマーク事例 ①

おやさと研究所准教授  
八木 三郎 Saburo Yagi

わが国の障害者用駐車場の適正利用への取り組みは、前号までに記したように現在各施設の個々の対応に委ねられている。それは概ね人々のモラルに働きかけること、機械導入により利用者を限定する等の方法が取られている。しかし、現実には有効な対応策となっていない。罰則規定を制定する案もあるが、罰則を科すことの是非も十分論議されていない。

そこで、ノーマライゼーションの理念発祥の地であり、人々のモラル醸成に力を注ぎ、社会連帯を重視するデンマークを事例にあげ、障害者用施設はどのような考え方のもとに運営、管理されているのかその実態を見てみたい。具体的には、筆者が2011年より毎年調査を行っているコペンハーゲン市内の大型商業施設の障害者用駐車スペースを事例にして、適正利用に向けた一連の流れ（法的根拠、適正利用へのシステム等）を検証したい。

## コペンハーゲン市内の障害者用駐車スペースの特徴と調査施設の概要

### (1) 市内障害者用駐車スペースの特徴

コペンハーゲン市内の至る所に障害者用駐車スペースが設けられている。写真1は、路上に設置された障害者用駐車スペースである。



写真1

道路上には、白線で区画を表示し、その枠内に国際シンボルマークである車いすのピクトグラムが表示されている。路面上には色は塗ってなく、あまり目立たない。しかし、車いすマークで示された青色の看板表示は遠くからでも目に付く。

写真2は、一般道路に設置されている障害者用駐車スペースにある看板表示である。表示看板には駐車可能時間が示されている。どこも車いすのピクトグラムがよく目立つ看板である。



写真2

日本では路上に設けられた障害者用駐車スペースはなく、あくまでも施設内の駐車区域に設置されている。

### (2) 調査施設の概要

調査した施設は、コペンハーゲン中央駅の北東に位置し各種専門店が凝集する複合大型ショッピングセンターである。ここは地下1階、及び3階が駐車場となっており、その駐車台数スペースは約1,000台分である。そのうち14台分が障害者用の駐車スペースとなっている。実態調査を行った区域は3階の駐車スペースとした。障害者用は4台分あり、入口にもっとも近い場所に設けられている。駐車スペースの幅員は障害者用が3.5m、その他の一般



写真3 (障害者用駐車スペース)



写真4 (駐車は3時間が限度と表示)

駐車スペースは2.5mである。障害者用駐車スペース区域は青く塗ってあり、その枠内の路面に白く車いすマークが表示されている(写真3)。日本のように不正駐車を防止するための柵や三角コーンは置かれていない。子ども連れ用の駐車スペースも設けられており、そこは黄色に塗られ、障害者用とは一目で違いがわかるようになっている。

このショッピングセンターの駐車時間はすべて3時間以内と定められており(写真4)、それ以上の駐車は認められていない。常に係員が監視している。

デンマークではすべての車に駐車時間を表示するようにタイマー(写真5)の附置が義務付けられている。



写真5 (車両に附置された駐車時間タイマー)